

社会福祉法人 穂 燈 舎

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人穂燈舎の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事長の報酬)

第4条 理事長が、法人及び施設の運営のためにその業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第5条 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、法人旅費規則により旅費及び日当等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(退任慰労金)

第8条 退任役員及び退任評議員に対する退任慰労金の金額は、3期以上の在任期間にて一律50,000円とする。

(役員の報酬等の総額の範囲)

第9条 第3条から第6条及び第8条の規定に基づき役員に対して支給する各年度の報酬の総額の範囲は1人あたり163,000円を越えないものとする。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第11条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

【附則】

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

【附則】

この規程は、平成29年3月28日から施行する。

【附則】

この規程は、平成31年3月28日から施行する。

別表1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円

別表2

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000円
監事監査指導報酬等（日額）	13,000円

(注) 上記の報酬には「交通費」を含むものとする。